白石地区農業振興協議会

しろいし農業塾農業研修生募集要項

平成２７年７月３日制定

平成２８年２月２４日改正

平成２８年９月２６日改正

（研修内容）

第１条　本事業における農業研修生の研修内容は、次の号のとおりとする。

（１）しろいし農業塾(以下「農業塾」という。)が開催する農業講座研修等

（２）農業塾にて推薦を受けた受入農業者による実務研修等

（３）その他、関係機関が開催する各種研修会・地域活動等への参加等

（研修期間）

第２条　農業研修生の研修期間は、２ヶ年とする。

（営農指導作物等）

第３条　この事業における営農指導作物等については、施設園芸を基本とする。ただし、農業技術・農業経営等の習得を目的とするため、他の作目についても幅広く柔軟に対応する。

（研修生資格）

第４条　この事業の対象者は、白石町内において就農を希望する者であって、次の要件を全て満たすものとする。

（１）日本国籍を有し、研修開始日における満年齢が２０歳以上、４０歳以下であること。性別は問わない。

（２）心身ともに健康で、誠実に研修ができること。

（３）応募の際、佐賀県外に在住しており、研修開始時、白石町に住民登録ができ、かつ、２ヶ年以上継続できること。

（４）研修終了後、白石町内において農業経営を開始することが見込まれること。

（５）将来、白石町における地域農業担い手として農業を営む志がある者。

（６）本事業における研修は、単なる体験農業ではなく、生業としての農業経営を目指し、農業技術や農業経営力等を身につけるための研修制度であることを十分理解していること。

（７）農業研修、就農について家族の同意を得ていること。

（８）研修については、原則、農業塾との雇用契約にて実施とする。

（９）本研修後において、単なる親族の経営継承、規模拡大のみの親元就農予定者は除く。

（10）原則として国の給付金、その他研修制度事業における補助金等を受給しない者。

(11) 普通運転免許を所持し、一般的なパソコン操作ができること。

(12) 新規就農のための準備金として、概ね３００万円以上の自己資金を有すること。

（農業研修生募集期間及び研修申込み）

第５条　農業研修生の募集期間及び研修の申込み期間については以下のとおりとする。

（１）農業研修生の募集期間は、農業塾が別途定めた期間とする。ただし農業研修生枠が空いた際等については、この限りではないこととする。

（２）農業研修生となることを希望する者は、「しろいし農業塾農業研修生申込書」（別記第１号様式）を農業塾塾長（白石地区農業振興協議会会長(事務局：白石町役場農業振興課内)）に関係書類を添付の上、応募期間内において提出することとする。

（農業研修生の選考審査）

第６条　農業研修生の選考については、以下のとおりとする。

（１）農業塾における農業研修生の採用人員は６人以内とする。

（２）第５条による研修申込みが提出された場合、「就農支援会議」にて書類審査及び面接審査を実施し、農業塾塾長の承認を得て、採用を決定する。

（３）就農支援会議は、杵島農業改良普及センター、白石町、ＪＡさが白石地区中央支所、農業塾指導員において構成する。

（４）農業塾塾長は、選考結果並びに農業研修生の研修計画を、速やかに農業研修生ほか関係者宛てに「農業研修生選考結果」（別記第２号様式）を通知する。

（誓約書の提出）

第７条　審査結果について選考通知を受けた農業研修生は、通知を受けた後、速やかに「誓約書」（別記第３号様式）を農業塾塾長に提出することとする。

（農業研修契約書の締結について）

第８条　農業塾と農業研修生は、円滑な事業運営のため「農業研修契約書」（別記第４号様式）を締結することとする。

（研修辞退）

第９条　農業研修生は、自身の体調不良等により農業研修等の継続が困難となった場合、速やかに農業塾塾長に「研修辞退届」（別記第５号様式）を提出することとする。

２　この場合、農業塾と農業研修生の相互協議により、研修に係る経費の一部を返還させることもある。

（農業研修生の待遇）

第10条　農業研修生の待遇について以下のとおり定める。

（１）研修期間

第２条における研修期間とする。

（２）住居

住居の確保及び家賃については、農業塾の負担とするが、引越し費用、生活備品、光熱水費等の経費については、農業研修生の負担とする。

（３）賃金

本研修に係る手当として、１ヶ月当たり１７０，０００円の賃金を支給する。ただし、夫婦にて採用された場合には、２人に１ヶ月当たり２５０，０００円(１．５倍相当)を支給する。なお、支払方法等については、農業塾と農業研修生の間で別途定めることとする。

（４）研修時間

１日８時間、月２０日を基本とするが、繁忙期や作業の状況によっては、受入農業者等の指示により変更できるものとする。座学研修等を含み、月１６０時間勤務とする。

（５）休日

原則として週に２日を休日とする。ただし研修の都合上など、やむを得ない場合は、受入農業者等と協議の上、他の日と振替えることとする。この場合においても、月２０日、１６０時間の研修期日は、確保するものとする。また、年次有給休暇を、１年につき１０日間を限度として付与する。

（６）保険等

農業塾において社会保険、雇用保険等を負担する。

（７）車両

　　農業研修生１人につき、１台の営農車(軽トラックもしくは軽バン)を貸与する。

（８）研修内容

農業講座（講習会）、農業実践研修、その他農業経営に関する各種研修会、地域活動等。

（９）個別相談

農業研修生の農業に関する相談のみならず、居住環境等についての個別相談については、指導員が中心となり指導、助言を行うとともに、就農支援会議においても、随時対応する。

（受入農業者指導料）

第11条　受入農業者指導料について、次の各号のとおりとする。

（１）農業塾は、受入農業者が農業研修生を受け入れた場合は、指導料として、研修生１名受入れにつき、日額１，０００円を支払うこととする。その際の振込手数料は、農業塾の負担とする。

（農業塾及び受入農業者の負担）

第12条　農業塾及び受入農業者の負担については以下のとおり定める。

（１）農業研修期間中における農業研修生の社会保険、雇用保険は農業塾の負担とする。

（２）農業研修期間中における農業研修生の研修時間として、月２０日間(月１６０時間)の研修日数を下回らないように適正に管理を行うこと。

（３）農業研修期間中において、予定の研修時間を超過して、研修を実施した場合は、農業塾及び受入農業者の責任において農業研修生に超過分の振替休暇を付与すること。

（４）農業塾は、農業研修生の適正な研修実態が把握できる勤務状況報告書等の作成並びに適正な管理運営体制を行うこと。

（農業研修生の負担）

第13条　農業研修生の負担については、以下のとおり定める。

（１）農業研修期間中における食費、光熱水費等は農業研修生の負担とする。

（２）農業研修期間中において、研修先までの交通費等については農業研修生の負担とするが、農業塾において、月４０リットル分の燃料費を支給するものとする。

（３）社会保険、雇用保険等については、被保険者負担分について農業研修生の負担となる。

（４）その他農業研修期間中における自身の生活に関する経費については、農業研修生の負担とする。

（研修停止について）

第14条　農業研修期間中において以下の事態が発生した場合は、研修を停止することとする。なお停止の際、農業塾は速やかに農業研修生にその旨を書面にて通知すること。

（１）受入農業者が事故や病気、災害等に見舞われた場合や家族の病気等に伴い研修受入れが困難になった場合。

（２）その他、農業塾において受入れが困難な状態と判断した場合は、白石地区農業振興協議会の構成団体に諮り、農業研修生及び受入農家に対し予め口頭で伝えるとともに、速やかに書面にて研修停止について通知することとする。

（３）受入農業者の都合等により急きょ、研修先を変更することとなった場合については、受入農業者及び農業研修生の要望に沿って、速やかに対応することとする。

（事故等の取扱いについて）

第15条　研修期間中における事故等については、以下のとおりとする。

（１）農業塾は、農業研修生に対し保険の手続きを速やかに実施するとともに、研修中の傷害や事故等については、この保険の範囲内で補償することとする。

（２）農業研修生が、受入農業者の農業用機械等を破損した場合は、農業塾及び農業研修生の折半にて損害額を負担することとする。

ただし、農業研修生の重大な過失により、受入農業者に対し多大な損害を与えた場合は、農業研修生の自己責任において補償を行うものとする。

（３）なお事故等については農業塾、農業研修生、受入農業者ともに誠意をもって協議、対応することとする。

（研修修了）

第16条　農業塾塾長は、農業研修生が研修修了した場合は、「農業研修終了証明書（別記第６号様式）」を発行する。

２　受入農業者及び農業研修生は、研修終了後において、農業塾が行う調査等に協力すること。

３　研修終了後に農業研修生及び受入農業者は、研修中に知り得た個人情報等を漏えいしてはならない。

４　農業塾において、研修終了後における、成果、検証を実施するものとする。

（就農支援）

第17条　農業研修生の就農については、指導員が窓口となり、主として就農支援会議でこれに当たる。就農地の選定については、農業研修者の希望を踏まえ、本人と就農支援会議で協議し選定する。就農支援会議の構成団体は以下の役割を負って支援をおこなう。

（１）就農収支計画、生産計画の策定及び資金調達

（２）住居、農地及び施設等の斡旋

（３）生活支援、地域及び生産者との交流

（４）生産物販売、販売情報の提供及び販売支援

（５）準備段階及び就農後の指導機関・関係団体との連絡・調整